

| 日付          | JIS番号：発効年<br>規格名称                                       | 件名   | 問合せ内容   | 回答   |
|-------------|---|--|---|--|
| 2014. 6. 17 | G 3321:2010<br>溶融 5 5 %アルミ<br>ニウム-亜鉛合金<br>めっき鋼板及び鋼<br>帯 | JIS G 3321 (溶融 55<br>%アルミニウム-亜鉛<br>合金めっき鋼板及び<br>鋼帯) に係る規定の<br>解釈 | <p>JIS G 3321の「適用範囲」では、「この規格は、質量分率で約55 %アルミニウム、1.6 %けい素、残部亜鉛を標準組成とするめっき浴において、溶融めっきを行った鋼板及び鋼帯（以下、板及びコイルという。）並びに板をJIS G 3316に規定する形状及び寸法に加工した波板について規定する。」と定めている。</p> <p>質量分率で約55 %アルミニウム、1.6 %けい素、数 % (≦5 %) マグネシウム、残部亜鉛のめっき浴において、溶融めっきを行った鋼板及び鋼帯は、JIS G 3321の製品として認められるか。</p> <p>(注記) マグネシウム添加は、めっき耐蝕性の更なる向上が効果として期待され、意図的にめっき浴に添加する。</p> | <p>JIS G 3321の適用範囲に規定されている「標準組成」とは、めっき浴の標準的な成分及びその量の割合を示しており、通常、その組成で取引することを推奨していますが、アルミニウム、けい素、亜鉛以外の成分を一切許容しないものではありません。お問い合わせの製品がこのJIS に規定されている要求事項を全て満たすのであれば、当該製品はこのJIS に適合していると解釈します。</p> <p>なお、JIS G 3321のめっき浴の組成に関する表現が分かりにくい点については、今後、規格を改正する方向で検討します。</p> |